

自己評価実施要項

法科大学院認証評価

平成16年11月
(令和7年4月改定)

独立行政法人
大学改革支援・学位授与機構

目 次

第 1 章	法科大学院認証評価の概要	1
I	評価の目的	1
II	評価の基本的な方針	1
III	評価の実施体制等	2
IV	評価の実施方法	3
V	評価のスケジュール	4
VI	評価結果の公表	4
VII	追評価	4
VIII	予備評価	5
IX	評価実施後の法科大学院における教育活動等の質の確保	5
X	情報公開	5
第 2 章	法科大学院認証評価（本評価）	6
I	評価の内容等	6
1	評価の対象	6
2	評価の内容	6
3	評価の実施時期	6
II	自己評価書等の作成及び提出方法	8
1	自己評価書等の構成及び様式	8
(1)	自己評価書の構成	8
(2)	自己評価書の様式	8
2	自己評価結果等の記述要領	8
(1)	現況、目的及び特徴	8
(2)	基準ごとの自己評価	9
(3)	根拠となる資料・データ等の示し方	10
3	自己評価のプロセス	11
4	自己評価書等の提出方法	12
(1)	提出方法	12
(2)	提出締切及び提出先	12
(3)	その他	12
第 3 章	法科大学院認証評価（追評価）	13
I	追評価の内容等	13
1	追評価の対象	13
2	追評価の内容	13
3	追評価の実施時期	13
II	追評価の自己評価書等の作成及び提出方法	13

1	追評価の自己評価書等の構成及び様式	13
第4章	法科大学院認証評価（予備評価）	15
I	予備評価の内容等	15
1	予備評価の対象	15
2	予備評価の内容	15
3	予備評価の実施時期	15
II	予備評価の自己評価書の作成及び提出方法	16
別紙 1	基準ごとの分析を行う際の手順等について	17

第1章 法科大学院認証評価の概要

本章は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が法科大学院に対して実施する法科大学院認証評価（以下「評価」という。）の基本的な内容等を記載したものです。

I 評価の目的

機構が、法科大学院を置く大学からの求めに応じて、法科大学院に対して実施する評価においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、機構が定める法科大学院評価基準（以下「評価基準」という。）に基づき、次のことを実施します。

- （１）法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- （２）当該法科大学院の教育活動等の質の向上及び改善を促進するため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院を置く大学に通知すること。
- （３）法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

II 評価の基本的な方針

上記の評価の目的を踏まえ、以下の基本的な方針に基づいて評価を実施します。なお、これらの基本的な方針は、学校教育法第110条第2項及び同項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める文部科学省令を踏まえています。

（１）評価基準に基づく評価

評価基準に基づき、各法科大学院の教育活動等の状況について、各基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。

機構は、各基準の判断結果を総合的に考慮し、法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合していると認める場合に、学校教育法109条第5項に規定する適合認定を与えます。ただし、基準のうち、法科大学院教育の質を保証する観点から特に重視される基準を「重点評価項目」とし、当該項目を満たしていない場合は、「法科大学院評価基準に適合していない」と判断します。

機構から適合認定を受けた法科大学院（以下「機構認定法科大学院」という。）は、評価基準で定める要件を継続的に充足するだけでなく、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、教育活動等の水準を高めることに努めなければなりません。

（２）教育活動を中心とした評価

法科大学院が専ら法曹養成のための教育を行うことを目的としていることから、教育活動の中

心とした評価を実施します。

(3) 各法科大学院の個性の伸長に資する評価

評価は、評価基準に基づいて実施しますが、その判断に当たっては、法科大学院の個性や特色が十分に発揮できるよう、教育活動等に関して各法科大学院が有する「目的」を踏まえて実施します。このため、基準の設定においても、各法科大学院の目的を踏まえた評価が行えるような配慮をしています。ここでいう「目的」とは、教育の理念及び目標、養成しようとする法曹像等をいいます。

(4) 自己評価に基づく評価

評価は、教育活動等の個性化や質的充実に向けた法科大学院の主体的な取組を支援及び促進するためのものです。このため、透明性と公平性を確保しつつ、実効あるものとして実現していくためには、機構の示す基準及び本要項に基づき、法科大学院が自ら評価を行うことが重要です。

評価は、法科大学院が作成する自己評価書及び根拠となる資料・データ等を分析し、その結果を踏まえて実施します。

なお、機構では、機構の評価を希望する法科大学院の自己評価担当者に対し、機構の実施する評価の仕組みや方法、自己評価書の作成方法などについて説明を行うなど、評価に対する理解がより深まるよう十分な研修を実施します。

(5) ピア・レビューを中心とした評価

法科大学院の教育活動等を適切に評価するため、法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに専門の事項に関し学識経験を有する者によるピア・レビューを中心とした評価を実施します。

(6) 透明性の高い開かれた評価

意見の申立て制度を整備するとともに、評価結果を広く社会に公表することにより、透明性の高い開かれた評価とします。また、開放的で進化する評価を目指し、評価の経験や評価を受けた法科大学院等の意見を踏まえつつ、常に評価システムの改善を図ります。

Ⅲ 評価の実施体制等

(1) 評価の実施体制

評価を実施するに当たっては、法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者により構成される法科大学院認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、その下に、実際の評価作業を実施するため、評価を受ける法科大学院（以下「対象法科大学院」という。）の状況に応じた評価部会を編成するとともに、特定の専門事項を調査するため、必要に応じて専門部会を置きます。

評価部会及び専門部会は、評価委員会委員及び専門委員から構成され、大学関係者、法曹関係者及び有識者を配置します。

専門委員は、国・公・私立大学及び法曹関係団体等から広く推薦を求め、その中から、機構の運営委員会の議を経て決定します。

ただし、対象法科大学院に関係する評価委員会委員及び専門委員は、自己の関係する法科大学

院の評価に加わることはできません。

(2) 評価担当者に対する研修

機構が実施する評価をより実効性の高いものとするためには、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を実施する必要があります。このため、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、評価担当者に対して、評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を実施します。

機構においては、このように十分な研修を受けた評価担当者が評価を実施します。

なお、機構の評価担当者が、評価の意義と方法を十分に把握し、共通理解の下で職務を遂行できるよう、別に「評価実施手引書」を取りまとめるとともに、評価の透明性を確保する観点から、当該手引書を機構のウェブサイト(<https://www.niad.ac.jp/>)に掲載しています。

IV 評価の実施方法

(1) 評価のプロセス

評価は、概ね以下のようなプロセスにより実施されます。

① 法科大学院における自己評価

各法科大学院は、本要項に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成します。自己評価は、基準ごとに、別紙1「基準ごとの分析を行う際の手順等について」(17～56頁)において示された分析項目ごとに、分析の手順に従って、法科大学院の教育活動等の状況を分析し、記述します。各法科大学院には、基準における該当するすべての分析項目を分析、記述することが求められます。

また、基準ごとに、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、優れた成果が確認できる取組、改善を要する事項を抽出し、記述します。

② 機構における評価

(i) 基準ごとに、自己評価書の「基準ごとの自己評価」の記述を踏まえ、基準を満たしているかどうかの判断を行い、その理由を明らかにします。

(ii) 基準ごとに、法曹養成の基本理念や対象法科大学院の目的を踏まえて、特に重要と思われる点(優れた点、特色ある点、改善が望ましい点、改善を要する点)の指摘を行います。

(iii) 各基準の判断結果を総合的に考慮し、法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合していると認める場合、当該法科大学院に対して適合認定を与え、その旨を対象法科大学院を置く大学に通知するとともに広く社会に公表します。また、法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合していないものとされた場合、その旨を対象法科大学院を置く大学に通知するとともに広く社会に公表します。

(2) 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施します。書面調査は、本要項に基づき各法科大学院が作成する自己評価書及び根拠となる資料・データ等(機構が独自に収集する資料・データ等を含む。)の分析に基づいて実施します。訪問調査は、別に定める「訪問調査実施要項」に基づ

き、評価担当者が当該法科大学院を訪問し、書面調査では確認することのできなかった事項等を中心に調査を実施します。

(3) 意見の申立てと評価結果の確定

評価結果は、法科大学院における教育活動等の改善に役立てられるとともに、広く社会に公表されるものであることから、評価プロセスにおいて透明性を確保するだけでなく、その正確性を確保し、確定する必要があります。

このため、評価結果を確定する前に、評価結果（案）を当該法科大学院を置く大学に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設け、申立てがあった場合には、再度審議を行った上で、評価結果を確定します。

適合と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立ての審議に当たっては、評価委員会の下に意見申立審査専門部会を置き、その議を踏まえ、評価委員会において評価結果を確定します。

V 評価のスケジュール

評価のスケジュールについては、本評価、追評価及び予備評価により異なります。それぞれの具体的なスケジュールについては、第2章～第4章のそれぞれの「実施時期」等に記載しています。

VI 評価結果の公表

(1) 評価結果は、評価報告書により公表します。

(2) 評価報告書は、対象法科大学院ごとに作成し、当該法科大学院を置く大学に通知します。また、文部科学大臣に報告するとともに、ウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表します。

(3) 評価結果の公表の際には、評価の透明性を図るため、当該法科大学院を置く大学から提出された自己評価書及び根拠資料・データについては、原則、機構のウェブサイトに掲載します。

VII 追評価

本評価において適合認定を受けられなかった法科大学院が、本評価実施年度の翌々年度までに受けることのできる評価です。

追評価においては、本評価時に満たしていないとされた基準について満たしているか否かの判断を行い、先の本評価と併せて総合的に考慮し、法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合していると認める場合、法科大学院に適合認定を与えます。

VIII 予備評価

法科大学院の開設後、初年度の入学者（３年課程）の修了以前の段階における教育活動等の状況について評価し、法科大学院関係者の評価に対する理解と習熟を高めるとともに、本評価に先立って教育活動等の改善に資するために実施するものです。

原則、本評価と同様の評価基準及び評価方法により実施します。ただし、初年度の入学者（３年課程）の修了以前の段階において評価し得ない部分については評価から除きます。そのため、予備評価は、適合認定を与えるものではありません。

なお、予備評価は、本評価を申請する際の要件ではありません。また、予備評価を経たことによって、本評価を受けることを義務付けられるものでもありません。

IX 評価実施後の法科大学院における教育活動等の質の確保

評価実施後の法科大学院における教育活動等の質の継続的な確保のため、機構の評価を受けた法科大学院を置く大学は、次の評価（他の認証評価機関による評価を含む。）を受けるまでの間に、学校教育法第１１０条第２項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第４条第１項第１号に掲げる事項について重要な変更があったと判断したときは、別に定めるところによって、その状況を機構に提出することとしています。

また、機構認定法科大学院を置く大学であって、「改善を要する点」として指摘された事項等がある場合には、別に定めるところによって、その対応状況を機構に提出することとしています。

上記の事項について、機構では別に作成要領を作成し、機構のウェブサイトに掲載しますので、詳細は当該作成要領を参照してください。

X 情報公開

（１）機構は、社会と大学の双方に開かれた組織であるとともに、評価については、常により良いシステムとなるよう、透明性・客観性を高めることが求められていることから、評価基準、評価方法、評価の実施体制等の学校教育法施行規則第１６９条第１項に規定する事項を公表するとともに、その他の評価に関して保有する情報についても、可能な限り、ウェブサイトへの掲載等適切な方法により提供します。

（２）機構に対し、評価に関する法人文書の開示請求があった場合は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（以下「独立行政法人等情報公開法」という。）に基づき、個人に関する情報で特定の個人を識別できるものや、法人等に関する情報で開示すると法人等の正当な利益を害するおそれがあるもの等の不開示情報を除き、原則として開示します。

ただし、法科大学院を置く大学から提出され、機構が保有することとなった法人文書（第１章VIにより公表済みのものを除く。）の開示に当たっては、独立行政法人等情報公開法に基づき当該法科大学院を置く大学と協議するものとします。

第2章 法科大学院認証評価（本評価）

I 評価の内容等

1 評価の対象

法科大学院を置く大学からの評価の申請に基づき、当該法科大学院を対象として、評価を実施します。

2 評価の内容

本評価は、対象法科大学院の教育活動等の状況を対象にして、機構が定める評価基準に基づいて実施します。評価基準は、5領域に分類される21基準から構成されています。また、基準のうち、法科大学院教育の質を保证する観点から特に重視される基準を「重点評価項目」としています。評価基準は、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」（以下「連携法」という。）第2条に規定する「法曹養成の基本理念」及び専門職大学院設置基準に規定する法科大学院の設置基準等を踏まえて、学校教育法109条第5項に基づき、機構が、法科大学院の教育活動等に関し、適合認定を与える際に法科大学院として満たすことが必要と考える要件及び当該法科大学院の目的に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を定めたものです。機構は、各基準の判断結果を総合的に考慮し、法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合していると認める場合、法科大学院に適合認定を与えます。ただし、重点評価項目を満たしていない場合は、「法科大学院評価基準に適合していない」と判断します。

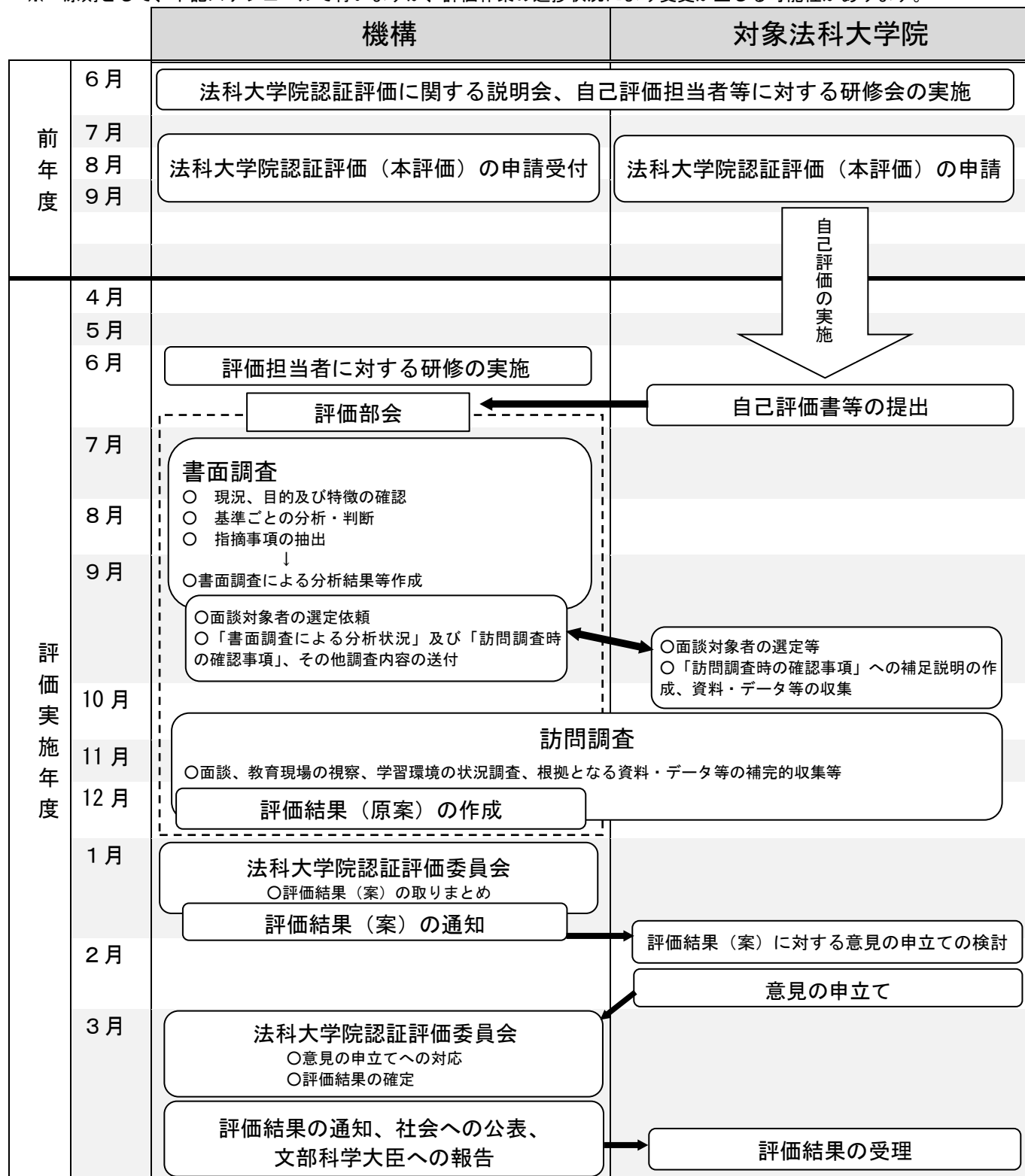
3 評価の実施時期

評価実施の前年度	6～7月	法科大学院認証評価に関する説明会、対象法科大学院の自己評価担当者等に対する研修会の実施
〃	9月末	評価の申請受付締切
評価実施年度	6月末	対象法科大学院を置く大学からの自己評価書等の提出締切
〃	7～12月	書面調査及び訪問調査の実施
〃	1月下旬	評価結果を確定する前に評価結果（案）を対象法科大学院を置く大学に通知
〃	2月下旬	対象法科大学院を置く大学からの意見の申立ての受付締切
〃	3月下旬	評価結果の確定、対象法科大学院を置く大学に通知、文部科学大臣に報告及び社会に公表

（注） 本評価全体のスケジュールは、次頁に示すとおりです。

法科大学院認証評価のスケジュール

※ 原則として、下記スケジュールで行いますが、評価作業の進捗状況により変更が生じる可能性があります。



Ⅱ 自己評価書等の作成及び提出方法

1 自己評価書等の構成及び様式

(1) 自己評価書の構成

I 現況、目的及び特徴

- 1 現況
- 2 目的
- 3 特徴

Ⅱ 基準ごとの自己評価

※次に係る内容を記載する欄を設けることにより構成

- ・分析項目及びそれらに係る根拠資料・データ
- ・特記事項
- ・基準に係る判断
- ・優れた成果が確認できる取組及び改善を要する事項

(2) 自己評価書の様式

自己評価書は、機構のウェブサイトに掲載している自己評価書様式（MS-Excel 版）を使用して作成してください。

2 自己評価結果等の記述要領

(1) 現況、目的及び特徴

現況、目的及び特徴については、次のとおりです。

① 現況

1) 法科大学院（研究科・専攻）名

法科大学院（研究科・専攻）の名称を記述してください。

2) 所在地

法科大学院（研究科・専攻）の所在地を、都道府県、市町村名まで記述してください（東京特別区の場合は区名まで記述してください。）。

3) 学生数及び教員数

評価実施年度の5月1日現在の、学生数及び教員数（内数として実務家教員数）を記述してください。ただし、教員数については、休職や長期海外渡航者を除く専任教員（教授、准教授、講師、助教）の現員数を記述してください。

② 目的

法科大学院の「目的」とは、教育の理念及び目標、養成しようとする法曹像等をいいます。

「目的」の記述に当たっては、法科大学院が現在周知・公表している目的、及びその目的から派生する内容も含めて、法科大学院の個性が生かされるよう考慮し、2,000 字以内で簡潔に記述してください。また、法科大学院の「目的」という名称で明文化されていない場合であっても、教育の理念及び目標、養成しようとする法曹像等を定めている場合には、それを記述してください。なお、出典（学則等や大学概要、ウェブサイト等）がある場合は、括弧書きで明示してください。

③ 特徴

法科大学院（研究科・専攻）の沿革・理念を踏まえ、また、目的の背景となる考え方等も含め、法科大学院（研究科・専攻）の特徴が表れるよう 2,000 字以内で簡潔に記述してください。

（２）基準ごとの自己評価

基準ごとの自己評価は、基準ごとに、分析の手順に従い、根拠資料・データ等を確認し、その基準を満たしているか否かの判断を行い、その基準について優れた成果が確認できる取組又は改善を要する事項を抽出する手順で行います。

① 分析項目に係る根拠資料・データ

基準ごとの分析に当たっては、別紙 1 に示された分析項目ごとに、分析の手順に従って、分析項目が示す状況の根拠資料・データがあることを確認することによって行います。なお、分析で特定した根拠資料・データの名称を自己評価書様式の【分析項目に係る根拠資料・データ】欄に記載してください。（資料等の記載方法は、以下の「（３）根拠となる資料・データ等の示し方」を踏まえてください。）

分析項目が示す状況の根拠資料・データが示せない場合は、その事態に対応するための計画及びその進捗の分析等を行ってください。なお、この場合は、分析項目の番号を明示した上で、【特記事項】欄に、その事態に対応するための計画及びその進捗の分析等を 400 字以内で記載してください。

また、基準に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料・データを参照する際に留意すべきこと等があれば、【特記事項】欄に 400 字以内で記載するとともに、必要に応じてその根拠資料・データを特定又は作成し、随時参照可能にしてください。

② 基準に係る判断

上記①を踏まえ、分析項目が示す状況の根拠資料・データを確認できたときは、その基準を満たしていると判断してください。根拠資料・データを確認できない分析項目があるときは、改善を要する事項があることを確認し、その基準を満たしていないと判断してください。そのうえで、対応するための計画が存在すること等を確認してください。なお、当該判断は、【基準に係る判断】欄に記載してください。

③ 優れた成果が確認できる取組及び改善を要する事項

基準ごとの分析の結果、優れた成果が確認できた場合にはその取組を抽出し、改善を要する内容が確認された場合には改善を要する事項として抽出して、その抽出した内容を【優れた成果が確認できる取組】欄、又は【改善を要する事項】欄に記載してください。なお、抽出する事項がない場合は、「該当なし」と記述してください。

また、法科大学院としての優れた成果が確認できる取組については、その取組が成果を上げていること、又はその事実が特筆すべきものであることの根拠資料・データを特定して分析し、抽出してください。優れた成果が確認できる取組とは、次のようなものを想定しています。

- ・法科大学院の目的に照らして、特色ある、又は個性ある取組であり、成果が上がっていると判断されるもの。
- ・教育活動等の改善に向けて先進的な取組であり、成果が上がっていると判断されるもの。

- ④ 別紙1には、関係法令や分析の際の手順のほか、自己評価の根拠として必要と考えられる資料・データを特定又は作成する際の指針が示してありますので、法科大学院の特性や状況等を踏まえて自己評価をしてください。

(3) 根拠となる資料・データ等の示し方

- ① 分析項目に係る根拠資料・データは、資料番号、名称を定め、1つの根拠資料・データごとに電子ファイルを作成してください。分析項目の内容を整理する方法が、別紙様式として示されている場合には、その様式を利用して電子ファイルを作成してください。

なお、ウェブサイトに掲載されているものを根拠資料・データとする場合には、該当ページを電子ファイルにして根拠資料としてください。(基準1-3を除く)

- ② 【分析項目に係る根拠資料・データ】欄に、該当する資料番号、名称を記載してください。

- ③ 根拠資料・データの一覧表を作成してください。

- ④ 自己評価書及び提出された根拠資料・データは、原則として公表します。公表された著作物等を根拠資料とするときには著作権に配慮してください。公表にふさわしくないものには、ファイル名の末尾に(非公表)と付記するとともに、③の一覧表の備考欄に非公表と記載してください。

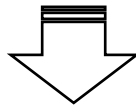
- ⑤ 上記①から④に関する具体的な資料・データの示し方等については、当該年度の自己評価書様式の公表時に明示します。

3 自己評価のプロセス

自己評価のプロセス

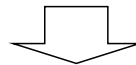
1 目的等の確認

法科大学院の現況、目的及び特徴の確認

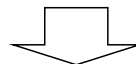


2 基準ごとの自己評価

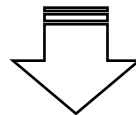
分析項目ごとの分析、根拠資料・データの整理・確認
その他、基準に係る個性、特色ある活動や取組の確認



基準の判断



・優れた成果が確認できる取組
・改善を要する事項 の抽出



3 自己評価書の作成

4 自己評価書等の提出方法

(1) 提出方法

① 自己評価書

自己評価書は、機構が別途通知する方法によって、電子媒体により提出してください。

② 根拠資料・データ

根拠資料、別紙様式は、機構が別途通知する方法によって、電子媒体により提出してください。

③ その他資料

以下の資料について、機構が別途通知する方法によって、電子媒体により提出してください。

- ・ 評価実施前年度において追試験又は再試験を実施した授業科目の追試験・再試験及び本試験の試験問題

(2) 提出締切及び提出先

- ① 提出締切 評価実施年度の6月30日17時
6月30日が土日に当たる場合は直前の金曜日

- ② 提出先 当該年度に機構が定めるサイト等

(3) その他

提出された書類や資料に不足があると機構が判断した場合には、再提出又は追加提出を求めることがあります。

第3章 法科大学院認証評価（追評価）

I 追評価の内容等

1 追評価の対象

本評価で適合認定を受けられなかった法科大学院のうち、当該法科大学院を置く大学からの追評価の申請に基づき、当該法科大学院を対象として、追評価を実施します。

2 追評価の内容

追評価においては、本評価において適合認定を受けられなかった法科大学院が、本評価実施年度の翌々年度までに、本評価時に満たしていないと判断された基準について自己評価を行います。機構は、これについて書面調査を、また、必要に応じて訪問調査を実施し、基準について満たしているか否かの判断を行い、先の本評価と併せて総合的に考慮し、法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合していると認める場合、適合認定を与えます。

3 追評価の実施時期

評価実施年度	6月末	評価の申請受付締切
〃	7月末	対象法科大学院を置く大学からの自己評価書等の提出締切
〃	8～12月	書面調査及び必要に応じて訪問調査の実施
〃	1月下旬	評価結果を確定する前に評価結果（案）を対象法科大学院を置く大学に通知
〃	2月下旬	対象法科大学院を置く大学からの意見の申立ての受付締切
〃	3月下旬	評価結果の確定、対象法科大学院を置く大学に通知、文部科学大臣に報告及び社会に公表

II 追評価の自己評価書等の作成及び提出方法

1 追評価の自己評価書等の構成及び様式

追評価は、原則として、本評価と同様の評価基準及び評価方法により実施しますので、「第2章 法科大学院認証評価（本評価）」の「II 自己評価書等の作成及び提出方法」（8～12頁）を参照し、満たしていないと判断された基準の自己評価を行い、自己評価書を作成及び提出してください。また、追評価においては、本評価時に満たしていないと判断された基準についてのみ、

自己評価を行い、根拠となる資料・データ等を提出いただくことになります。

さらに、以下に示すとおり、読み替えをしてください。

Ⅱの１の「(２) 自己評価書の様式」 (８頁参照)

自己評価書は、「２ 自己評価結果等の記述要領」に沿って、機構のウェブサイトに掲載している自己評価書(追評価)様式ファイルをダウンロードして作成してください。

Ⅱの２の「(２) 基準ごとの自己評価」 (９頁参照)

(２) 基準ごとの自己評価

追評価における自己評価は、本評価時に満たしていないと判断された基準ごとに、分析の手順に従い、根拠資料・データ等を確認し、その基準を満たしているか否かの判断を行い、その基準について優れた成果が確認できる取組又は改善を要する事項を抽出する手順で行います。

Ⅱの４の「(２) 提出締切及び提出先」 (12頁参照)

① 提出締切 評価実施年度の７月３１日１７時

７月３１日が土日に当たる場合は直前の金曜日

第4章 法科大学院認証評価（予備評価）

I 予備評価の内容等

1 予備評価の対象

初年度の入学者（3年課程）が修了以前の段階にある法科大学院のうち、当該法科大学院を置く大学からの評価の申請に基づき、当該法科大学院を対象として、予備評価を実施します。

2 予備評価の内容

予備評価においては、原則として、本評価と同様の評価基準及び評価方法により実施しますが、修了者を出していることが前提となっている基準の該当部分は評価から除きます。また、対象法科大学院によっては、学年進行中であるため「基準ごとの自己評価」が十分に記述できない基準があることが考えられますので、該当部分については、その現状や計画の状況を記述してください。

予備評価の評価結果は、当該法科大学院を置く大学に通知しますが、文部科学大臣への報告及び社会への公表を行うものではありません。ただし、「第1章 法科大学院認証評価の概要」の「X 情報公開」に記載のとおり、機構に対し、評価に関する法人文書の開示請求があった場合には、独立行政法人等情報公開法に基づき、不開示情報に当たらない限り、開示する必要があります。

3 予備評価の実施時期

評価実施の前年度	6～7月	法科大学院認証評価に関する説明会、対象法科大学院の自己評価担当者等に対する研修会の実施
〃	9月末	評価の申請受付締切
評価実施年度	6月末	対象法科大学院を置く大学からの自己評価書等の提出締切
〃	7～12月	書面調査及び訪問調査の実施
〃	1月下旬	評価結果を確定する前に評価結果（案）を対象法科大学院を置く大学に通知
〃	2月下旬	対象法科大学院を置く大学からの意見の申立ての受付締切
〃	3月下旬	評価結果の確定、対象法科大学院を置く大学に通知

Ⅱ 予備評価の自己評価書の作成及び提出方法

予備評価は、原則として、本評価と同様の評価基準及び評価方法により実施しますので、「第2章 法科大学院認証評価（本評価）」の「Ⅱ 自己評価書等の作成及び提出方法」（8～12 頁）を参照してください。

別紙 1 基準ごとの分析を行う際の手順等について

この資料には、評価基準及び「基準の判断について」に加えて、各法科大学院が自己評価の際に用いる分析項目、手順、及び根拠資料・データ等を示しております。

根拠資料・データ等については、機構が自己評価書进行分析の際にも必要となりますので、正確かつ可能な限り公表が可能なものであることが望まれます。各法科大学院の状況に応じた根拠資料・データ等を用意してください。また、あらかじめ様式を示している場合もありますので、ご注意ください。

領域 1 法科大学院の教育活動等の現況

基準 1－1 法科大学院の目的が適切に設定されていること

※ 評価基準における法科大学院の目的とは、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的をいう。

基準の判断について

基準 1－1 においては、法科大学院の目的が適切に設定され、教育の理念、目標、養成しようとする人材像等が明確にされているか否かを判断します。

分析項目 1－1－1 法科大学院の目的が適切に設定されていること

【分析の手順】

- ・法科大学院の目的において、関係法令を踏まえ、教育の理念、目標、養成しようとする人材像等が明確であることを確認する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・法科大学院の目的に関しては、自己評価書の「I 現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要

【関係法令等】

- ・学校教育法第 99 条
- ・法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第 2 条（法曹養成の基本理念）、第 4 条（大学の責務）
- ・大学院設置基準第 1 条の 2（教育研究上の目的）

基準 1－2 教育活動等を展開する上で必要な教員等が適切に配置されているとともに、必要な運営体制が適切に整備されていること

基準の判断について

基準 1－2 においては、教員の配置状況が、大学院設置基準等の関係法令に適合しているか否かを判断します。また、法科大学院の運営体制が適切に整備され、それらが機能していること、法科大学院の管理運営を行うために、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること、及び教職員の管理運営に関する能力を向上させる取組が実施されていることを確認し判断します。

分析項目 1－2－1 大学院設置基準等各設置基準及び告示に照らして、必要な人数の専任教員並びに兼担及び兼任教員を配置していること

【分析の手順】

- ・ 大学院設置基準等各設置基準及び告示に照らして基準数以上の専任教員、並びに兼担及び兼任教員を配置していることを確認する。
- ・ 教員の年齢の構成が著しく偏っていないこと並びに教員組織においてダイバーシティの推進に努めていることを確認する。
- ・ 教育上主要と認める授業科目の定義を確認し、該当する授業科目への専任の教授又は准教授の配置状況（該当する授業科目数、そのうち専任の教授又は准教授が担当する科目数、専任の講師が担当する科目数）を確認する。

※教育上主要と認める授業科目への専任の教授・准教授の担当に関しては、実際に授業を担当しない場合でも、専任の教授又は准教授が授業の内容、実施、成績に関して責任を持っている場合は、その授業科目を分析項目の状況に準ずるものとして分析することが可能

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・ 教員の配置状況（別紙様式 1－2－1－1）
- ・ 開設授業科目一覧（別紙様式 1－2－1－2）

【関係法令等】

- ・ 大学設置基準第 7 条（教育研究実施組織等）、第 8 条（授業科目の担当）、第 10 条（基幹教員数）、第 13 条（教授の資格）、第 14 条（准教授の資格）、第 15 条（講師の資格）、第 16 条（助教の資格）
- ・ 大学院設置基準第 8 条（教育研究実施組織等）、第 9 条、第 9 条の 2（一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教育研究実施組織）
- ・ 専門職大学院設置基準第 4 条、5 条（教育研究実施組織等）
- ・ 平成 11 年 9 月 14 日 文部省告示第 175 号（大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件）
- ・ 平成 15 年 3 月 31 日 文部科学省告示第 53 号（専門職大学院に関し必要な事項について定める件）第 1 条（専攻ごとに置くものとする専任教員の数）、第 2 条（専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員）

分析項目 1－2－2 法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「教授会等」という。）及び専任の長が置かれ、必要な活動を行っていること

※「法科大学院の運営に関する重要事項」とは、法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事等に関する重要事項をいう。

【分析の手順】

- ・教授会等について、構成、所掌事項等を確認する。
- ・教授会等の規程上の開催頻度と前年度における開催実績を確認する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・教授会等に関する規程類
- ・教授会等の規程上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1－2－2）

【関係法令等】

- ・学校教育法第 93 条
-

分析項目 1－2－3 法科大学院の設置者が法科大学院の意見を聴取して、法科大学院の運営に必要な経費を負担していること

【分析の手順】

- ・法科大学院の運営に係る財政上の事項について、法科大学院設置者による法科大学院への意見聴取の実績を確認する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・予算に関するヒアリングや協議の概要等

【関係法令等】

- ・大学院設置基準第 22 条の 3（教育研究環境の整備）
-

分析項目 1－2－4 法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること

【分析の手順】

- ・管理運営を行うための事務組織について、役割及び人員の配置状況を確認する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・管理運営を行うための事務組織の役割、人員の配置状況が把握できる資料（組織図、事務分掌規程等）

【関係法令等】

- ・専門職大学院設置基準第4条（教育研究実施組織等）
-

分析項目1－2－5 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること

※「スタッフ・ディベロップメント（SD）」とは、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けるとともに、その他必要な取組を行うことをいう。

【分析の手順】

- ・SDの実施内容・方法及び実施状況（参加状況を含む。）を確認する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・SDの実施内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式1－2－5）

【関係法令等】

- ・専門職大学院設置基準第5条の2（組織的な研修等）
-

基準 1－3 法科大学院の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

基準の判断について

基準 1－3 においては、法令により公表が求められている情報が適切に公表されているか否かを判断します。また、法科大学院が法曹養成連携協定を締結している場合は、法曹養成連携協定に関連して法令により公表が求められている情報が、適切に公表されているか否かを判断します。

分析項目 1－3－1 法令により公表が求められている事項を公表していること

【分析の手順】

- ・法科大学院の目的、方針その他法令が定める教育研究活動等についての情報を、社会に対し、刊行物の配布、ウェブサイトへの掲載等の方法により広く公表していることを確認する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式 1－3－1）

【関係法令等】

- ・学校教育法第 109 条、113 条
- ・学校教育法施行規則第 158 条、第 172 条の 2
- ・法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第 5 条（法科大学院の教育課程等の公表）
- ・大学院設置基準第 43 条（経済的負担の軽減のための措置等に関する情報の明示）
- ・専門職大学院設置基準第 20 条の 7（法科大学院における情報の公表）・法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について（通知）（令和元年 10 月 31 日文科高第 623 号）第一 2．留意事項（3）、第五 2．留意事項 ⑦～⑪
- ・学校教育法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）（令和 6 年 9 月 30 日 6 文科高第 1004 号）第 2 留意事項等 1～3

分析項目 1－3－2 法曹養成連携協定を締結している場合は、法曹養成連携協定に関連して法令により公表が求められている事項を公表していること

【分析の手順】

- ・法曹養成連携協定に関連して法令が定める教育研究活動等についての情報を、社会に対し、刊行物の配布、ウェブサイトへの掲載等の方法により広く公表していることを確認する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・法曹養成連携協定に関連して法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式 1－3－2）

【関係法令等】

- ・法曹養成連携協定に関する運用ガイドライン（文部科学省高等教育局）

領域 2 法科大学院の教育活動等の質保証

基準 2－1（重点評価項目） 教育活動等の状況について自己点検・評価し、その結果に基づき教育活動等の質の維持、改善及び向上に継続的に取り組むための体制が明確に規定されていること

基準の判断について

基準 2－1 においては、法科大学院が自ら教育活動等の状況について点検及び評価を実施し、その結果に基づき教育活動等の質の維持、改善及び向上に取り組むための体制が整備されているか否かを確認し判断します。

分析項目 2－1－1 法科大学院における教育活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、改善及び向上を図るための体制を整備していること

【分析の手順】

- ・自己点検・評価の実施に責任を持つ組織及び責任者の役職名（大学における最終的な責任者が学長であることを前提として、法科大学院における教育活動等の質保証に関して最終的な責任をもつ者）が定められていることを確認する。
- ・教育課程、入学者の受入れ、施設及び設備、学生支援等について責任を持つ組織と、自己点検・評価の責任者との連携の状況（委員会等の組織の名称と体制。複数の組織が共同して行う場合はすべてを記載）を確認する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・自己点検・評価に関する規程類
- ・責任体制等一覧（別紙様式 2－1－1）

【関係法令等】

- ・学校教育法第 109 条第 1 項
- ・学校教育法施行規則第 166 条
- ・法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第 4 条（大学の責務）
- ・専門職大学院設置基準第 1 条第 3 項

分析項目 2－1－2 教育課程連携協議会が設けられていること

【分析の手順】

- ・関係法令に則して教育課程連携協議会が設置されていることを確認する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・教育課程連携協議会の設置及び運用に関する規程

- ・教育課程連携協議会の名簿（規程上の構成員との対応関係が分かる資料）
- ・教育課程連携協議会の規程上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 2－1－2）

【関係法令等】

- ・専門職大学院設置基準第 6 条の 2（教育課程連携協議会）
-

基準 2－2（重点評価項目） 教育活動等の状況について自己点検・評価を行うための手順が明確に規定され、適切に実施されていること

基準の判断について

基準 2－2 においては、基準 2－1 の体制の下で、法科大学院における教育活動等の状況、特に教育の成果について自己点検・評価を行うための手順が明確化されており、その手順に基づき自己点検・評価が適切に実施されているか否かを判断します。

分析項目 2－2－1 自己点検・評価を実施するための評価項目が適切に設定されていること

【分析の手順】

- ・自己点検・評価を実施するための評価項目が各法科大学院の実情に応じて適切に設定され、これに基づき自己点検・評価を行う手順が明確化されていることを確認する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・自己点検・評価に関する規程類（再掲）
- ・「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」において使用している指標等
- ・自己点検・評価の実施状況が確認できる資料（過去 5 年分）（別紙様式 2－2－1）

【関係法令等】

- ・学校教育法第 109 条第 1 項
- ・学校教育法施行規則第 158 条、第 166 条
- ・法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第 4 条（大学の責務）

分析項目 2－2－2 自己点検・評価に当たっては、具体的かつ客観的な指標・数値を用いて教育の実施状況や教育の成果が分析されていること

【分析の手順】

- ・自己点検・評価の実施に当たり、各評価項目において、司法試験合格率、共通到達度確認試験の成績、標準修業年限内修了率、留年率等の具体的かつ客観的な指標・数値を用いて分析が行われていることを確認する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・自己点検・評価の実施状況が確認できる資料（過去 5 年分）（別紙様式 2－2－1）（再掲）
- ・「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」における機能強化構想調書等
- ・自己点検・評価の結果に関する報告書

【関係法令等】

- ・分析項目 2－2－1 に同じ
-

分析項目 2－2－3 自己点検・評価に当たっては、共通到達度確認試験の成績等も踏まえ、法学未修者に対する教育の実施状況及び教育の成果が分析されていること

【分析の手順】

- ・ 共通到達度確認試験の成績等を踏まえて法学未修者の教育の実施状況について点検・評価を実施していることを確認する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・ 自己点検・評価の実施状況が確認できる資料（過去5年分）（別紙様式 2－2－1）（再掲）
- ・ 自己点検・評価の結果に関する報告書（再掲）

【関係法令等】

- ・ 分析項目 2－2－1 に同じ
-

基準 2－3（重点評価項目） 法科大学院の目的に則した人材養成がなされていること

基準の判断について

基準 2－3 においては、修了者（在学中に司法試験を受験した在学生を含む。）の司法試験の合格状況、修了者の進路の状況、並びに修了者等への調査結果等に基づき、法科大学院の目的に則した人材養成がなされているか否かを判断します。

分析項目 2－3－1 修了者（在学中に司法試験を受験した在学生を含む。）の司法試験の合格状況が、全法科大学院の平均合格率等を踏まえて適切な状況にあること

【分析の手順】

- ・直近 5 年間の未修者・既修者別を含む司法試験の合格率を算出し、全法科大学院の平均合格率と比較して適切な状況にあることを確認する。
- ・上記手順において適切な状況にあるとは言えない場合は、直近 5 年間の未修者・既修者別を含む司法試験の合格率と当該法科大学院が自ら目標として設定している合格率を比較し、適切な状況にあることを確認する。
- ・法曹養成連携協定を締結し、文部科学大臣の認定を受けている場合は、特別選抜により連携法科大学院に進学した認定連携基礎課程からの進学者（法学部 3 年次終了後に早期卒業により法学既修者として入学した者や、それ以外の者も含む。）の司法試験の合格率についても算出し、法曹養成連携協定締結時に目標として設定した合格率と比較し、適切な状況にあることを確認する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・司法試験の合格状況（別紙様式 2－3－1）
- ・当該法科大学院が司法試験の合格率に関して設定している数値目標に関する資料（非公表のものも含む）

【関係法令等】

- ・法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第 2 条（法曹養成の基本理念）、第 4 条（大学の責務）

分析項目 2－3－2 修了者の進路等の状況が、法科大学院が養成しようとする法曹像を踏まえて適切な状況にあること

【分析の手順】

- ・修了者の進路の状況が、法科大学院の目的に則して妥当なものであること等を確認する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・修了者の進路及び活動状況（司法試験の合格状況及び法曹としての活動状況、並びに企業及び官公庁その他専門的な法律知識等を必要とする職域への進路及び活動状況）が把握できる資料

【関係法令等】

- ・分析項目 2－3－1 に同じ
-

分析項目 2－3－3 修了者等への調査結果等から、法科大学院の目的に則した人材養成がなされていること

【分析の手順】

- ・修了時の学生からの意見聴取及び修了後に一定年限を経過した修了者からの意見聴取等の結果を踏まえて、法科大学院の目的に則した人材養成が行われていることを確認する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・修了時の学生及び修了後に一定年限を経過した修了者等からの意見聴取（アンケート調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料

【関係法令等】

- ・分析項目 2－3－1 に同じ
-

基準 2－4（重点評価項目） 教育活動等の状況についての自己点検・評価に基づき教育の改善・向上の取組が行われていること

基準の判断について

基準 2－4 においては、教育活動等の状況についての自己点検・評価の結果、法科大学院の教育活動等に改善すべき点があった場合に、対応計画を策定し、それらに基づいて取組を実施し、さらに、取組の効果等を検証しているか否かを判断します。

分析項目 2－4－1 教育活動等の状況についての自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画について、計画に基づいて取組がなされ、実施された取組の効果が検証されていること

【分析の手順】

- ・教育活動等の状況についての自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画について、実施状況及び成果を確認する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・自己点検・評価の実施状況が確認できる資料（過去 5 年分）（別紙様式 2－2－1）（再掲）

【関係法令等】

- ・学校教育法第 109 条第 1 項
 - ・学校教育法施行規則第 158 条、第 166 条
 - ・専門職大学院設置基準第 1 条第 3 項
-

基準 2－5 教員の質を確保し、さらに教育活動を支援又は補助する者も含め、その質の維持及び向上を図っていること

基準の判断について

基準 2－5 においては、教員の採用、昇任に係る規定（教員に必要とされる教育上、研究上又は実務上の能力に関する内容を含む。）の整備、教員の質を維持、向上させるための教員評価の仕組み、並びに教育能力を向上させるための組織的取組の状況を分析して、教員組織の機能が適切に維持されているか否かを判断します。また、教育研究活動を支援する職員や教育支援者及び教育補助者の質を維持、向上させるための組織的取組の状況を確認し判断します。

分析項目 2－5－1 教員の任用及び昇任等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって任用、昇任させていること

【分析の手順】

- ・教員の任用や昇任等に際し、職階ごとに求める教育上、研究上又は実務上の知識、能力又は実績の基準を定めていることを確認する。
- ・採用・昇任時の教育上の指導能力に関する評価の実施状況を確認する。
- ・教員の担当する授業科目が、各教員の知識、能力、実績等に応じて決定されていることを確認する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・教員の任用や昇任等における職階ごとに求める教育上、研究上又は実務上の知識、能力又は実績の基準（非公表のものを含む。）
- ・教員の採用・昇任の状況（過去 5 年分）（別紙様式 2－5－1）
- ・採用・昇任時の教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料（評価に用いる資料の様式等）

【関係法令等】

- ・学校教育法第 92 条
- ・大学設置基準第 13 条（教授の資格）、第 14 条（准教授の資格）、第 15 条（講師の資格）、第 16 条（助教の資格）
- ・大学院設置基準第 8 条、9 条（教育研究実施組織等）
- ・専門職大学院設置基準第 4 条、5 条（教育研究実施組織等）
- ・平成 15 年 3 月 31 日文部科学省告示第 53 号（専門職大学院に関し必要な事項について定める件）第 2 条（専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員）

分析項目 2－5－2 法科大学院の専任教員について、教員の教育活動及び教育上の指導能力に関する評価を継続的に実施していること

【分析の手順】

- ・教員の教育活動及び教育上の指導能力に関する評価の継続的（定期的）な実施について、規則等で規定し

ていることを確認する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・教員の教育活動及び教育上の指導能力に関する評価に関する規程
 - ・教員評価の実施状況（直近3回程度）（別紙2－5－2）
 - ・教員評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、評価結果の報告書等）
-

分析項目2－5－3 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること

【分析の手順】

- ・FDの実施内容・方法（教育方法等の研究・研修、教員相互の授業参観等）及び実施状況（教員参加状況を含む。）を確認する。FDの実施に当たっては、教育課程方針に則した授業及び成績評価が実施されるよう、成績評価基準の内容や各授業科目の到達目標についての認識の共通化が図られていることを確認する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・FDの実施内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2－5－3）

【関係法令等】

- ・専門職大学院設置基準第5条の2（組織的な研修等）
-

分析項目2－5－4 法科大学院の教育を支援又は補助する者に対して、質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること

【分析の手順】

- ・教育支援者及び教育補助者に対する研修等の方針、内容・方法及び実施状況等を確認する。

※スタッフ・ディベロップメント（SD）については基準1－2で確認

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・教育支援者及び教育補助者に対する研修等の方針、内容・方法及び実施状況等を把握できる資料

【関係法令等】

- ・専門職大学院設置基準第5条の2（組織的な研修等）
-

基準 2－6 法科大学院が法曹養成連携協定に基づいて行うこととされている事項が適切に実施されていること

基準の判断について

基準 2－6 においては、法科大学院が法曹養成連携協定を締結し、文部科学大臣の認定を受けている場合に、締結している各法曹養成連携協定に基づいて当該法科大学院が行うこととしている事項が実施されているか否かを判断します。

分析項目 2－6－1 締結している各法曹養成連携協定に基づいて、当該法科大学院が行うこととしている事項が実施されていること

【分析の手順】

- ・締結している法曹養成連携協定ごとに、協定に基づき行うこととしている事項を実施していることを確認する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・法曹養成連携協定の協定書
- ・締結している各法曹養成連携協定に基づいて当該法科大学院が行うこととしている事項の対応状況が確認できる資料

【関係法令等】

- ・法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第 6 条（法曹養成連携協定の締結等）
 - ・法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づく文部科学大臣の認定に関する省令第 3 条（法第 6 条第 3 項第 4 号に規定する文部科学省令で定める基準）
 - ・法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について（通知（令和元年 10 月 31 日元文科高 623 号）第五 2．法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づく文部科学大臣の認定に関する省令（令和元年文部科学省令第 20 条）の制定（2）留意事項 ③
 - ・法曹養成連携協定に関する運用ガイドライン（文部科学省高等教育局）
-

領域3 教育課程及び教育方法

基準3-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

基準の判断について

基準3-1においては、学位授与方針において、学生が身に付けるべき学識及び能力並びに素養についての目標を具体的かつ明確に示しているか否かを判断します。

分析項目3-1-1 学位授与方針を、法科大学院の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること

【分析の手順】

- ・学位授与方針について、以下を確認する。
 - ・法曹となろうとする者に必要とされる専門的学識及びその応用能力のみならず、その基盤の上に涵養される将来の法曹としての実務に必要とされる学識等に係る記述が含まれていること
 - ・法科大学院が養成しようとする法曹像と適合していること
 - ・法科大学院における学修成果が具体的かつ明確に示されていること

※公表は基準1-3で確認

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・学位授与方針

【関係法令等】

- ・学校教育法施行規則第165条の2
- ・法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第2条（法曹養成の基本理念）、第4条（大学の責務）
- ・専門職大学院設置基準第23条（法科大学院の課程の修了要件）
- ・「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

基準 3－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

基準の判断について

基準 3－2 においては、教育課程方針が学位授与方針と整合性をもっており、教育課程の編成の方針、教育方法に関する方針、学習成果の評価の方針を具体的に示しているか否かを判断します。

分析項目 3－2－1 ①教育課程の編成の方針、②教育方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に示していること

【分析の手順】

- ・教育課程方針において、分析項目 3－2－1 の①から③の各項目に係る記述が含まれていることを確認する。その際、教育課程の編成の方針の内容が専門職大学院設置基準第 20 条の 2 に則していること、教育方法に関する方針が専門職大学院設置基準第 8 条及び第 20 条の 5 に則していること、学修成果の評価の方針が専門職大学院設置基準第 23 条に則していることを確認する。

※公表は基準 1－3 で確認

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・教育課程方針

【関係法令等】

- ・学校教育法施行規則第 165 条の 2
- ・法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第 2 条（法曹養成の基本理念）、第 4 条（大学の責務）
- ・専門職大学院設置基準第 20 条の 2（法科大学院の教育課程の編成方針）、第 20 条の 3（法科大学院の授業科目）、第 23 条（法科大学院の課程の修了要件）
- ・「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成 28 年 3 月 31 日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

分析項目 3－2－2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること

【分析の手順】

- ・教育課程の編成及び実施の内容が、学位授与方針に定められた学識及び能力並びに素養を学生が獲得できるものとなっていることを確認する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・教育課程方針（再掲）
- ・学位授与方針（再掲）

【関係法令等】

- ・分析項目 3－2－1 に同じ

基準 3－3 教育課程の編成が、学位授与方針及び教育課程方針に則しており、段階的かつ体系的であり、授業科目が法科大学院にふさわしい内容及び水準であること

基準の判断について

基準 3－3 においては、関係法令を踏まえ、教育課程の編成が学位授与方針及び教育課程方針に則しているか否か、及び授業科目が法科大学院にふさわしい内容及び水準であるか否かを判断します。

分析項目 3－3－1 法律基本科目の基礎科目、法律基本科目の応用科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目のそれぞれについて、課程の修了要件に照らして適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること

【分析の手順】

- ・教育課程の編成及び授業科目の開設が学位授与方針及び教育課程方針に則していることを確認する。
- ・法律基本科目の基礎科目、法律基本科目の応用科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目のそれぞれについて、課程の修了要件に照らして適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されており、また、それらが法令に則して編成されていることを確認する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・課程の修了要件に関する規程
- ・履修要項又はシラバス等に掲載されている科目分類及び開講年次が示された開講科目一覧

【関係法令等】

- ・専門職大学院設置基準第 6 条第 1 項、第 20 条の 2（法科大学院の教育課程の編成方針）、第 20 条の 3（法科大学院の授業科目）、第 23 条（法科大学院の課程の修了要件）

分析項目 3－3－2 法律基本科目について、基礎科目を履修した後に応用科目を履修するよう教育課程が編成されていること

【分析の手順】

- ・法律基本科目について、基礎科目を履修した後に応用科目を履修するよう教育課程が編成されていることを確認する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・履修要項又はシラバス等に掲載されている科目分類及び開講年次が示された開講科目一覧（再掲）
- ・カリキュラムマップ、カリキュラムツリー等
- ・各授業科目の到達目標、内容が確認できる資料（シラバス等）

【関係法令等】

- ・法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第2条(法曹養成の基本理念)、第4条(大学の責務)
 - ・専門職大学院設置基準第20条の2(法科大学院の教育課程の編成方針)、第20条の3第2項(法科大学院の授業科目)
 - ・法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について(通知)(令和元年10月31日文科高第623号)第五2.留意事項③
-

分析項目3-3-3 法律基本科目の履修状況に応じて、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目を履修するよう教育課程が編成されていること

【分析の手順】

- ・法律基本科目の履修状況に応じて、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目を履修するよう教育課程が編成されていることを確認する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・履修要項又はシラバス等に掲載されている科目分類及び開講年次が示された開講科目一覧(再掲)
- ・カリキュラムマップ、カリキュラムツリー等(再掲)

【関係法令等】

- ・専門職大学院設置基準第20条の3第5項(法科大学院の授業科目)
-

分析項目3-3-4 展開・先端科目として、倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法(公法系)及び国際関係法(私法系)の全てを開設するよう努めていること

【分析の手順】

- ・展開・先端科目として、倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法(公法系)及び国際関係法(私法系)の開設の状況を確認する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・履修要項又はシラバス等に掲載されている科目分類及び開講年次が示された開講科目一覧(再掲)

【関係法令等】

- ・専門職大学院設置基準第20条の3第6項(法科大学院の授業科目)
-

分析項目3-3-5 当該法科大学院が養成しようとする人材像に即した授業科目が展開されていること

【分析の手順】

- ・自己評価書の「I 現況、目的及び特徴」に記載された法科大学院の目的及び養成しようとする人材像に即した授業科目が展開されているか確認する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・法科大学院の目的及び養成しようとする人材像に即した授業科目が展開されていることを示す資料（説明又は図示）

【関係法令等】

- ・分析項目 3－2－1 に同じ
-

分析項目 3－3－6 各授業科目について、到達目標が明示され、それらが段階的及び体系的な授業科目の履修の観点から適切な水準となっており、また、到達目標に適した授業内容となっていること

【分析の手順】

- ・各授業科目の到達目標が法科大学院にふさわしい水準であるとともに、授業科目の内容が到達目標に適したものであることを確認する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・各授業科目の到達目標、内容が確認できる資料（シラバス等）（再掲）
-

分析項目 3－3－7 段階的かつ体系的な教育が実施されていることが容易に確認できる資料が学生に示されていること

【分析の手順】

- ・段階的かつ体系的な教育が実施されていることが容易に確認できる資料が学生に示されていることを確認する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・段階的かつ体系的な教育の実施を学生に示している資料（履修案内等）

【関係法令等】

- ・専門職大学院設置基準第 20 条の 2（法科大学院の教育課程の編成方針）
-

基準 3－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、法科大学院にふさわしい授業形態及び授業方法が採用されていること

基準の判断について

基準 3－4 においては、適切な授業形態、授業方法が採用されていることについて、主としてシラバスの記載内容、同時に授業を行う学生数、履修登録科目に関する単位の上限の設定（CAP 制）等の点において、適切であるか否かを判断します。

分析項目 3－4－1 授業科目の区分、内容及び到達目標に応じて、適切な授業形態、授業方法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること

【分析の手順】

- ・ 授業の内容及び方法等が、大学設置基準等各設置基準の規定を満たしており、それらが学生に対して明示されていることを確認する。
- ・ 少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い授業方法を基本としつつ、例えば法律基本科目の基礎科目においては、基礎的な学識を涵養するために適切な方法で授業が実施されていることを確認する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・ 開設授業科目一覧（別紙様式 1－2－1－2）（再掲）
- ・ シラバス（評価実施年度及び評価実施前年度分）

【関係法令等】

- ・ 専門職大学院設置基準第 8 条（授業の方法等）、第 10 条第 1 項（成績評価基準等の明示等）、第 20 条の 5（法科大学院の授業の方法等）
- ・ 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について（通知）（令和元年 10 月 31 日元文科高 623 号）第五 2．留意事項 ⑥

分析項目 3－4－2 授業の方法について組織的に統一された方針が策定されており、その方針に基づき、授業が実施されていること

【分析の手順】

- ・ 授業の方法について、授業科目の性質及び到達目標に応じて、どのように授業を実施するのかを組織として明確に定めていることを確認する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・ 授業の方法に関する組織的に統一された方針が分かる資料（シラバスの記載方針や F D 会議録等）

【関係法令等】

- ・ 分析項目 3－4－1 に同じ

分析項目 3－4－3 授業の方法について、将来の法曹としての実務に必要な論述の能力を涵養するよう適切に配慮されていること

【分析の手順】

- ・ 法律基本科目の応用科目又はこれらの科目と実務科目との融合科目及び分析項目 3－3－4 に掲げられた授業科目において、論述能力の涵養の方法等を明確に定めていることを確認する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・ 論述能力の涵養の方法等を明確に定めていることが分かる資料（シラバス等）

【関係法令等】

- ・ 専門職大学院設置基準第 20 条の 5（法科大学院の授業の方法等）
-

分析項目 3－4－4 同時に授業を行う学生数は少人数が基本とされ、特に法律基本科目については原則として 50 人以下となっていること

【分析の手順】

- ・ 法律基本科目において同時に授業を行う学生数が 50 人を超える授業科目がある場合は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮し、十分な教育効果が上げられるものとなっていることを確認する。
- ・ 同時に授業を行う学生数が極めて少ない授業科目がある場合は、当該授業科目の教育効果が十分に上げられるものとなっていることを確認する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・ 法律基本科目において 50 人を超える授業科目がある場合、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮し、十分な教育効果が上げられるものとなっていることが把握できる資料（又は特記事項で補足説明）
- ・ 開設授業科目一覧（別紙様式 1－2－1－2）（再掲）

【関係法令等】

- ・ 専門職大学院設置基準第 20 条の 4（法科大学院の授業を行う学生数）
 - ・ 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について（通知）（令和元年 10 月 31 日元文科高 623 号）第五 2．留意事項 ⑤
 - ・ 大学設置基準等の一部を改正する省令等の公布について（通知）（令和 4 年 9 月 30 日 4 文科高第 963 号）第 2 留意事項等 6（5）②、③
-

分析項目 3－4－5 各授業科目における授業時間の設定が、単位数との関係において法令に基づく大学の定めに則したものとなっていること

【分析の手順】

- ・授業時間の設定が、授業の方法（講義、演習、実習）に応じて、単位数との関係において学則又は大学院学則等に則したものとなっていることを確認する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・開設授業科目一覧（別紙様式 1－2－1－2）（再掲）
- ・学則又は大学院学則等

【関係法令等】

- ・大学設置基準第 21 条第 2 項（単位）
-

分析項目 3－4－6 1 年間の授業を行う期間が原則として 35 週にわたるものとなっていること

【分析の手順】

- ・1 年間の授業を行う期間が、定期試験等の期間を含め、35 週確保されていることを確認する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・1 年間の授業を行う期間が 35 週確保されていることが確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）

【関係法令等】

- ・大学設置基準第 22 条（一年間の授業期間）
-

分析項目 3－4－7 各授業科目の授業期間が、8 週、10 週、15 週その他の大学が定める適切な期間にわたるものとなっていること。

【分析の手順】

- ・各授業科目が 8 週、10 週、15 週その他の大学が定める適切な期間にわたる期間を単位として行われていることを確認する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・授業科目を実施する期間を定めた学則又は大学院学則等の規程類
- ・1 年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）

【関係法令等】

- ・大学設置基準第 23 条（各授業科目の授業期間）
-

分析項目 3－4－8 履修登録の上限設定の制度（CAP 制）が設定され、関係法令に適合していること

【分析の手順】

- ・1 年間の履修登録の上限設定の制度（CAP 制）が設定され、関係する法令に適合していることを確認する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・CAP制に関する規程

【関係法令等】

- ・専門職大学院設置基準第20条の8（法科大学院の履修科目の登録の上限）
 - ・法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について（通知）（令和元年10月31日文科高623号）第五 2．留意事項 ⑫
 - ・平成15年3月31日文科科学省告示第53号（専門職大学院に関し必要な事項について定める件）第4条（法科大学院の履修科目の登録の上限）
-

分析項目3－4－9 早期卒業して入学する者、飛び入学者、他の法科大学院からの転入学者、社会人学生、法学未修者等、学生が多様なバックグラウンドを持っていることに配慮して学修指導が行われていること

【分析の手順】

- ・早期卒業して入学する者、飛び入学者、他の法科大学院からの転入学者、法学未修者、社会人学生等、多様なバックグラウンドを持った学生に配慮した学修指導が行われていることを確認する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・多様なバックグラウンドを持った学生に配慮した学修指導の実施体制及び実施内容が確認できる資料（法学未修者に対して基本的な考え方を理解させる授業計画に関する資料、社会人である学生に対する長期履修制度や夜間コースの導入等に関する資料等）
-

基準 3－5 教育課程方針に則して、公正な成績評価が客観的かつ厳正に実施され、単位が認定されていること

基準の判断について

基準 3－5 においては、教育課程方針に基づいて成績評価基準を策定して学生に周知しており、その基準に従って成績評価、単位認定を実施しているか否か、また、客観的かつ厳正な成績評価を実施するため、成績評価の適切性の確認や異議申立ての仕組みを組織的に設けているか否か、さらに、法学既修者としての認定における単位の免除や既修得単位の認定が適切に実施されているか否かを判断します。

分析項目 3－5－1 成績評価基準を、学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、法科大学院として策定していること

【分析の手順】

- ・成績評価基準について組織として定め、その基準が学習成果の評価の方針と整合性があることを確認する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・成績評価基準について定めている規程等（公表されていない細目等がある場合は、それらも含む）

【関係法令等】

- ・法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第 4 条、第 5 条（法科大学院の教育課程等の公表）
- ・専門職大学院設置基準第 20 条の 6（法科大学院における学修の成果に係る厳格かつ客観的な評価及び修了の認定）

分析項目 3－5－2 成績評価基準を学生に周知していること。成績評価に当たり、平常点等の試験以外の考慮要素の意義や評価における割合等について学生に周知していること

【分析の手順】

- ・学生に対して、履修要項等の刊行物の配布、ウェブサイトへの掲載等の方法により成績評価基準の周知を図っていることを確認する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・成績評価基準を学生に周知していることが確認できる資料

【関係法令等】

- ・専門職大学院設置基準第 10 条第 2 項（成績評価基準等の明示等）

分析項目 3－5－3 成績評価基準及び当該科目の到達目標に則り各授業科目の成績評価や単位認定が客観的かつ厳正に行われていることについて、組織的に確認していること。相対評価方式を採用している場合には、当該法科大学院が設定している評価の割合に関する方針に合致しているか否かだけでなく、学生の学習到達度も考慮して成績評価が行われて

いることを確認する仕組みとなっていること

【分析の手順】

- ・ 学習成果の評価の方針に則り、各授業科目の到達目標を踏まえて成績評価及び単位認定が行われていることの点検を、組織的に実施していることを確認する。
- ・ 相対評価方式を導入している場合には、成績評価の分布の点検を組織的に実施していることを確認する。また、成績評価の評語ごとに対応する到達目標に関わる成績評価基準に則していることの点検を、組織的に実施していることを確認する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・ 評価実施前年度の成績分布表
- ・ 成績分布等のデータを組織的に確認していることに関する資料
- ・ 上記のほか、到達目標に則した成績評価の実施状況を組織的に確認していることに関する資料

【関係法令等】

- ・ 専門職大学院設置基準第 10 条第 2 項（成績評価基準等の明示等）、第 20 条の 6（法科大学院における学修の成果に係る厳格かつ客観的な評価及び修了の認定）

分析項目 3－5－4 追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されていること、また、再試験を実施する場合には、不合格者の救済措置ではないと認められるよう実施がなされていること

※「再試験」とは、期末試験の成績を考慮要素に含めた成績評価において合格とされなかった者に対して行われる試験をいう。また、「追試験」とは、一定のやむを得ない事情により期末試験を受験することができなかった者に対して行われる試験をいう。

【分析の手順】

- ・ 追試験が実施されている場合には、その受験の要件と実施状況について確認する。
- ・ 再試験が実施されている場合には、その受験の要件が救済措置ではないと認められる相当の理由を満たしていることを確認する。また、その実施状況について確認する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・ 追試験や再試験に関する規程等
- ・ 追試験や再試験が適切に実施されていることが確認できる資料
- ・ 再試験が救済措置ではないことを示す資料（受験の要件が救済措置ではないと認められる相当の理由を満たしていることが確認できる資料）

【関係法令等】

- ・ 分析項目 3－5－3 に同じ

分析項目 3－5－5 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること

【分析の手順】

- ・成績に関する異議申立てを受け付ける窓口、受付後の対応の手順、様式等をもとにして、授業担当教員等の個人による対応ではなく、組織的に手続きが進められることを確認する。
- ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等について確認する。
- ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）が、適切に保管され、検証できる状況にあることを確認する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・学生からの成績に関する異議申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料
- ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ
- ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規程等

【関係法令等】

- ・分析項目 3-5-3 に同じ

分析項目 3-5-6 法学既修者としての認定における単位の免除に関する規定を法令に従い規則等で定めていること

【分析の手順】

- ・法学既修者としての認定における単位の免除についての規定が、法令に従い定められていることを確認する。
※単位免除できる科目が法律基本科目及び基礎法学・隣接科目に限られていることに留意する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・法学既修者としての認定における単位の免除についての明文化された規程等

【関係法令等】

- ・専門職大学院設置基準第 22 条（入学前の既修得単位の認定）、第 25 条（法学既修者）
- ・法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について（通知）（令和元年 10 月 31 日 元文科高 623 号）第五 2. 留意事項 ⑭、⑮

分析項目 3-5-7 他の大学院等において修得した単位や入学前の既修得単位等の認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること

【分析の手順】

- ・他の大学院において修得した単位や入学前の既修得単位等の単位認定についての規定が、法令に従い定められていることを確認する。
※入学前の既修得単位の単位認定については、法律基本科目及び展開・先端科目のうち分析項目 3-3-4 に掲げられた科目並びに基礎法学・隣接科目に限られていることに留意する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・他の大学院において修得した単位や入学前の既修得単位等の単位認定についての明文化された規程等

【関係法令等】

- ・専門職大学院設置基準第 13 条（他の大学院における授業科目の履修等）、第 22 条（入学前の既修得単位の認定）、第 24 条（法科大学院における在学期間の短縮）、第 25 条（法学既修者）
 - ・法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について（通知）（令和元年 10 月 31 日 元文科高 623 号）第五 2．留意事項 ⑭、⑰
-

基準 3－6 法科大学院の目的及び学位授与方針に則して修了要件が策定され、公正な修了判定が実施されていること

基準の判断について

基準 3－6 においては、学位授与方針に則して修了要件が策定され、その基準が明確であり、それらが学生に周知され、修了の認定が適切に行われているか否かを判断します。

分析項目 3－6－1 法科大学院の目的、学位授与方針及び法令に則して、修了要件を組織的に策定していること

【分析の手順】

- ・修了要件が組織的に策定され、専門職大学院設置基準等が定める要件と整合的であることを確認する。
※専門職大学院設置基準 20 条の 6 において、「連携法第 4 条各号に掲げる学識及び能力並びに素養が涵養されているかどうかについて、厳格かつ客観的に評価及び認定を行うものとする」と規定されていることに留意する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・修了の要件を定めた規程
- ・修了判定に関する手順（教授会の審議等）が確認できる資料
- ・GPA 制度その他単位修得数以外のものを修了判定に活用している場合には、その実施状況が確認できる資料

【関係法令等】

- ・法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第 2 条（法曹養成の基本理念）、第 4 条（大学の責務）
- ・専門職大学院設置基準第 20 条の 6（法科大学院における学修の成果に係る厳格かつ客観的な評価及び修了の認定）、第 23 条（法科大学院の課程の修了要件）、第 24 条（法科大学院における在学期間の短縮）

分析項目 3－6－2 修了要件を学生に周知していること

【分析の手順】

- ・学生に対して、履修要項等の刊行物の配布、ウェブサイトへの掲載等の方法により修了要件の周知を図っていることを確認する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・修了要件を学生に周知していることを示すものとして、履修要項、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所

【関係法令等】

- ・法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第 5 条（法科大学院の教育課程等の公表）
- ・専門職大学院設置基準第 10 条第 2 項（成績評価基準等の明示等）

分析項目 3－6－3 修了の認定を、修了要件に則して組織的に実施していること

【分析の手順】

- ・修了の認定について、修了要件を適用する手順のとおりを実施されていることを確認する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・修了要件を適用する手順のとおりを実施されていることが確認できる資料（教授会等での審議状況等に係る資料）

【関係法令等】

- ・専門職大学院設置基準第 20 条の 6（法科大学院における学修の成果に係る厳格かつ客観的な評価及び修了の認定）
-

基準 3－7 専任教員の授業負担等が適切であること

基準の判断について

基準 3－7 においては、法科大学院の専任教員の授業負担等が適切か否か、研究専念期間が与えられるよう努めているか否かを判断します

分析項目 3－7－1 法科大学院の専任教員の授業負担が適正な範囲にとどめられていること

【分析の手順】

- ・他専攻、他研究科及び学部等（他大学の非常勤を含む。）を通じた各専任教員の授業負担について、学内における役職等への着任状況その他の当該法科大学院において必要とされる負担も踏まえて、適正な範囲（年間 20 単位以下であることが望ましく、年間 30 単位を超える場合には、適切な範囲内にあるとはいえない）にとどめられていることを確認する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・教員の配置状況（別紙様式 1－2－1－1）（再掲）

分析項目 3－7－2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること

【分析の手順】

- ・研究専念期間について定めた規則があるか確認する。また、過去 5 年間に研究専念期間を取得した教員の人数や期間等の実績を確認する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・研究専念期間についての規程等
 - ・過去 5 年間に教員の研究専念期間取得状況（別紙様式 3－7－2）
-

領域 4 学生の受入及び定員管理

基準 4－1 学生受入方針が具体的かつ明確に定められていること

基準の判断について

基準 4－1 においては、法科大学院の理念、目標及び養成しようとする人材像に沿って、どのような適性や能力を有した学生を求めているのか、どのような方針で入学者選抜を行うのかなどの考え方をまとめた学生受入方針が、学位授与方針及び教育課程方針との整合性に留意しつつ明確に定められているか否かを判断します。

分析項目 4－1－1 学生受入方針において、入学者に求める適性及び能力を明確にしていること

【分析の手順】

- ・ 学生受入方針において、入学者に求める適性及び能力に係る記述が含まれていることを確認する。
- ・ 入学者に求める適性及び能力に、専門職大学院設置基準第 20 条の内容が含まれていることを確認する。

※公表は基準 1－3 で確認

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・ 学生受入方針

【関係法令等】

- ・ 学校教育法施行規則第 165 条の 2
- ・ 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第 2 条（法曹養成の基本理念）、第 5 条（法科大学院の教育課程等の公表）
- ・ 専門職大学院設置基準第 19 条、第 20 条（法科大学院の入学者選抜）
- ・ 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について（通知（令和元年 10 月 31 日文科高 623 号）第五 2. 留意事項 ①
- ・ 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成 28 年 3 月 31 日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）
- ・ 法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン（平成 29 年 2 月 13 日中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会）
- ・ 法曹養成連携協定に関する運用ガイドライン（文部科学省高等教育局）

分析項目 4－1－2 学生受入方針において、入学者に求める適性及び能力を評価し判定するために、どのような評価方法で入学者選抜を実施するのかを明確にしていること

【分析の手順】

- ・ 学生受入方針において、入学者に求める適性及び能力を的確かつ客観的に評価し、判定するための評価方

法についての記述が含まれていることを確認する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・ 学生受入方針（再掲）

【関係法令等】

- ・ 分析項目 4－1－1 に同じ
-

分析項目 4－1－3 法学既修者の選抜及び認定連携法曹基礎課程修了者を対象とする選抜を実施する場合は、学生受入方針において、法学に関してどの程度の学識を求めるかについて明確に示されていること

【分析の手順】

- ・ 学生受入方針において、法学既修者及び認定連携法曹基礎課程修了者に求める学識についての記述が含まれていることを確認する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・ 学生受入方針（再掲）

【関係法令等】

- ・ 分析項目 4－1－1 に同じ
-

基準 4－2 学生の受入が適切に実施されていること

基準の判断について

基準 4－2 においては、学生の受入が適切な体制の下、公正かつ適切な方法により行われ、学生受入方針に沿った方法に基づいて入学者選抜が実施されているか否かを判断します。

分析項目 4－2－1 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、公正かつ適正に実施していること

【分析の手順】

- ・入学者選抜実施体制の整備状況（組織の役割、構成、意思決定プロセス、責任の所在等）を確認する。その際、法科大学院を設置する大学の学部卒業（予定）者等が有利とならない措置がなされていることを確認する。
- ・入学者選抜の方法が学生受入方針に適合していることを確認する。
- ・「法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン」に則して実施していることを確認する。
- ・法学未修者に対して、法律学の知識及び能力の到達度を図ることができる試験（法学検定試験等）の結果を加点事由としていないことを確認する。
- ・入学者選抜の実施方法及び実施時期に関して、早期卒業して入学しようとする者及び飛び入学しようとする者に対して適切な配慮がなされていることを確認する。
- ・社会人、法学以外を専門とする者等の多様な人材が入学者選抜を受験できるように配慮されていることを確認する。
- ・身体に障害のある者に対して特別措置等を行っていることを確認する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・入学者選抜の実施体制について把握できる資料（委員会の所掌事項を定めた組織図、入試委員会規程等）
- ・学生受入方針（再掲）
- ・入学者選抜の方法一覧（別紙様式 4－2－1）
- ・入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等（非公表のものを含む。）
- ・面接試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等（非公表のものを含む。））
- ・入学者選抜要項等が掲載されているウェブサイトの該当箇所
- ・入学資格を示す資料（研究科規則、入学者選抜要項等）
- ・入学試験問題
- ・入試説明会における配布資料、入試情報が掲載されたウェブサイトの該当箇所
- ・法学未修者について、法律学の知識及び能力の到達度を図ることができる試験の結果を加点事由としないことが確認できる資料
- ・社会人や法学以外を専門とする者など多様な人材が入学者選抜を受験できるように配慮されていることが分かる資料（入学者選抜要項等の該当箇所）
- ・身体に障害のある者に対する特別措置や組織的対応（予定を含む。）が把握できる資料

【関係法令等】

- ・学校教育法第 102 条
- ・学校教育法施行規則第 157 条、第 158 条、第 160 条の 2
- ・法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第 2 条（法曹養成の基本理念）、第 10 条（職業経験を有する者等への配慮）
- ・大学院設置基準第 1 条の 3（入学者選抜）
- ・専門職大学院設置基準第 19 条、第 20 条（法科大学院の入学者選抜）
- ・法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第六条第一項の規定に基づく文部科学大臣の認定に関する省令第 2 条（連携法科大学院の入学者選抜）
- ・法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について（通知）（令和元年 10 月 31 日文科高 623 号）第五 2．留意事項 ①、2．法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づく文部科学大臣の認定に関する省令（令和元年文部科学省令第 20 条）の制定 （2）留意事項 ①
- ・法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン（平成 29 年 2 月 13 日中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会）
- ・法曹養成連携協定に関する運用ガイドライン（文部科学省高等教育局）
- ・学校教育法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）（令和 6 年 9 月 30 日 6 文科高第 1004 号）第 2 留意事項等 1

分析項目 4－2－2 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること

【分析の手順】

- ・入試に関して検証するための組織及び具体的な取組等（改善のための情報収集等の取組を含む。）の状況を確認する。
- ・受験者の適性及び能力を的確かつ客観的に評価しているか、入学者選抜における合否判定が上記の評価に基づき的確かつ客観的に判定されているかについて、検証が行われていることを確認する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・入試に関して検証するための組織について把握できる資料（委員会の規程等）
 - ・学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善に反映させたことを示す具体的事例等（過去 5 年分）
-

基準 4－3 在籍者数及び実入学者数が収容定員及び入学定員に対して適正な数となっていること

基準の判断について

基準 4－3 においては、収容定員に対する在籍者数が適正な数となっているか否か、入学定員に対する実入学者数が適正な数となっているか否か、入学者数が法科大学院の授業を実施するに当たり適正な規模となっているか否か、適切な競争倍率となっているか否かを確認し判断します。

分析項目 4－3－1 在籍者数が収容定員を大幅に上回っていないこと

【分析の手順】

- ・過去 5 年間の収容定員（入学定員の 3 倍の数をいう。）に対する在籍者数（原級留置者及び休学者を含む）の割合を確認する。
- ・上記の割合が継続的に 100%を上回っている場合は、適正化を図る取組がなされていることを確認する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・学生数の状況（別紙様式 4－3－1）
- ・適正な割合となっていない場合には、その適正化を図る取組が確認できる資料

【関係法令等】

- ・大学院設置基準第 10 条
- ・平成 15 年 3 月 31 日文科科学省告示第 53 号（専門職大学院に関し必要な事項について定める件）第 3 条（法科大学院の収容定員）

分析項目 4－3－2 収容定員に対する在籍者数の割合、入学定員に対する実入学者数の割合、入学者数の規模及び競争倍率が、適正な割合、規模又は倍率となっていること

【分析の手順】

- ・過去 5 年間の入学定員に対する実入学者数の割合が 50%を下回っていないことを確認する。
- ・過去 5 年間の入学者数が 10 人を下回っていないことを確認する。
- ・過去 5 年間の競争倍率が 2 倍を下回っていないことを確認する。
- ・上記の割合、人数又は倍率が下回っている場合は、入学者受入方針に従って適切な選抜が実施されていることを確認し、適正化を図る取組がなされていることを確認する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・学生数の状況（別紙様式 4－3－1）（再掲）
- ・適正な割合、規模又は倍率となっていない場合には、その適正化を図る取組が確認できる資料

【関係法令等】

- ・「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（令和元年 10 月 31 日元文科高 623 号）第五 2．留意事項 ①
-

領域5 施設、設備及び学生支援等の教育環境

基準5-1 法科大学院の運営に必要な施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

基準の判断について

基準5-1においては、法科大学院の運営に必要な施設・設備が適切に整備されているか否か、それらの施設・設備が有効に活用されているか否かを判断します。

分析項目5-1-1 法科大学院の運営に必要な施設・設備を法令に基づき整備し、有効に活用していること

【分析の手順】

- ・法科大学院の規模に応じ、当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていることを確認する。
- ・前回の法科大学院認証評価において、施設・設備に関して「改善すべき点」等が指摘されておらず、かつ、その後に施設・設備等に関して特段の変更がない場合は、改めて現在の状況を詳細に確認する必要はない。変更があった場合には、以下の事項の該当箇所について確認する。
 - ・法科大学院の規模に応じた当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室その他の施設
 - ・各施設における必要な設備、機器、図書及び資料等の整備状況
- ・施設・設備について、学生及び教員等の利用に支障がないように配慮されていることを確認する。
- ・施設・設備に関して特色がある場合には、その成果についても確認する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・前回の法科大学院認証評価において、施設・設備に関して「改善すべき点」等が指摘されておらず、かつ、その後に施設・設備等に関して特段の変更がない場合は、前回の認証評価における評価報告書等の該当箇所
- ・前回の法科大学院認証評価において、施設・設備に関して「改善すべき点」等が指摘されている場合、及び、その後に施設・設備等に特段の変更があった場合は、現在の状況が確認できる資料(以下に資料の種類を例示)
 - ・法科大学院が管理する施設の概要・見取り図等
 - ・施設の整備計画・利用計画が把握できる資料
 - ・自習室の利用案内
 - ・各施設に備えられた設備・機器リスト等
 - ・図書館案内
 - ・図書及び資料に関するデータ（法学系図書の蔵書数等）
 - ・図書館に携わる職員の専門的能力を示す資料（職員の資格、研修の参加状況等）
 - ・図書館を含む各施設を運営する組織の構成員、所掌事項等が把握できる資料（組織規則等）
- ・施設・設備に関して、当該法科大学院の特色を表し、一定の成果を上げている場合は、特色や成果が確認

できる資料

【関係法令等】

- ・大学設置基準第 38 条（教育研究上必要な資料及び図書館）
 - ・大学院設置基準第 19 条（講義室等）、第 20 条（機械、器具等）、第 21 条（教育研究上必要な資料）、第 22 条（学部等の施設及び設備の共用）、第 22 条の 3（教育研究環境の整備）
 - ・専門職大学院設置基準第 17 条
-

基準5－2 学生に対して、学習、生活、経済、進路、ハラスメント等に関する相談・助言、支援が行われていること

基準の判断について

基準5－2においては、学生に対する学習、生活、経済、進路、ハラスメント等に関する相談・助言体制等が整備され、必要な支援が行われているか否かを判断します。

分析項目5－2－1 履修指導、学習相談及び支援の体制を整備し、必要な支援が行われていること

【分析の手順】

- ・履修指導、学習相談及び支援の整備状況について確認する。
- ・前回の法科大学院認証評価において、履修指導、学習相談及び支援の整備状況に関して「改善すべき点」等が指摘されておらず、かつ、その後に特段の変更がない場合は、改めて現在の整備状況を詳細に確認する必要はなく、以下の事項に係る実施状況についてのみ確認する。
 - ・学生に対する説明会やガイダンス等での履修指導
 - ・オフィスアワーの設定、チューター等の教育補助者による学習相談・支援等、各法科大学院の規模等に応じた学習相談、助言等の学習支援

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・履修指導、学習相談及び支援に係る整備状況を示す根拠資料として、前回の法科大学院認証評価において、学生の支援に関して「改善すべき点」等が指摘されておらず、かつ、その後に学生の支援に関して特段の変更がない場合は、前回の認証評価における評価報告書等の該当箇所
- ・説明会、ガイダンス等の履修指導の実施状況が把握できる資料（開催案内、配付資料、説明担当者、参加状況等）
- ・履修指導、学習相談及び支援の体制の実施状況が把握できる資料

分析項目5－2－2 学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制を整備し、必要な支援が行われていること

【分析の手順】

- ・学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制の整備状況について確認する。
- ・前回の法科大学院認証評価において、学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制に関して「改善すべき点」等が指摘されておらず、かつ、その後に特段の変更がない場合は、改めて現在の整備状況を詳細に確認する必要はなく、以下の事項に係る実施状況についてのみ確認する。
 - ・生活支援等に関する総合的相談、学習、健康、就職等進路に関する助言体制の整備及び支援の実績
 - ・奨学金制度、入学料・授業料免除等の学生の経済面の援助に係る整備状況、当該窓口の周知状況及び利用実績
 - ・障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への施設及び設備の整備状況、修学上の支援、実習上の特別措置

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・ 学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制の整備状況を示す根拠資料として、前回の法科大学院認証評価において、学生の支援に関して「改善すべき点」等が指摘されておらず、かつ、その後に特段の変更がない場合は、前回の認証評価における評価報告書等の該当箇所
- ・ 学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制が把握できる資料
- ・ 生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料
- ・ 生活支援制度の利用実績が確認できる資料
- ・ 経済面の援助の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料
- ・ 経済面の援助の利用実績が確認できる資料
- ・ 障害のある学生等に対する特別措置や組織的対応（予定を含む。）が把握できる資料

【関係法令等】

- ・ 大学設置基準第7条第3項、第5項
-

分析項目5－2－3 各種ハラスメントに関して、被害者又は相談者の保護が確保された組織的な体制が構築されていること

【分析の手順】

- ・ 各種ハラスメントに対応するための体制の整備状況について確認する。
- ・ 前回の法科大学院認証評価において、各種ハラスメントに対応するための体制に関して「改善すべき点」等が指摘されておらず、かつ、その後に特段の変更がない場合は、改めて現在の整備状況を詳細に確認する必要はなく、以下の事項に係る実施状況についてのみ確認する。
 - ・ 各種ハラスメントに関する防止のための措置（規定及び実施内容）・相談の体制の整備及び相談実績

【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・ 各種ハラスメントに対応する体制の整備状況を示す根拠資料として、前回の法科大学院認証評価において、学生の支援に関して「改善すべき点」等が指摘されておらず、かつ、その後に特段の変更がない場合は、前回の認証評価における評価報告書等の該当箇所
 - ・ 各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等）
-

独立行政法人
大学改革支援・学位授与機構

〒187-8587

東京都小平市学園西町1-29-1

TEL／042-307-1631

URL／<https://www.niad.ac.jp/>